

# 源泉徴収とその精算

## —年税額に変動がない過年度追徴を考える—

Withholding Tax and Its Reconciliation: Considering Retroactive Additional Withholding That Does Not Alter the Annual Tax Liability

小島信子

### 1 はじめに

令和7年の年末調整では基礎控除や給与所得控除の見直し等の多くの改正が含まれ、一層の注意が必要とされた。源泉徴収制度については、予めから給与の支払者に多大な負担を強いるとして、多くの訴訟が提起されてきたものの、国の税収確保とともに、納税者にとっては申告、納付等に関する煩雑な事務から逃れることができることから、所得税の徴収方法として能率的・合理的な制度と解されており、判決もこれを支持している<sup>1)</sup>。しかし、日本税理士会の答申「源泉徴収制度のあり方について」<sup>2)</sup>において示されたいくつもの問題点については、これまで特段改正などはなされてはいないようである。

本稿では上記答申では触れられていない、源泉徴収とその精算について述べる。すなわち、年末調整や確定申告で精算済みの過年度の所得税について、支払時の源泉徴収もれが明らかになった場合に、結果として年税額に変動がない場合においてさえ、あえて源泉徴収の追徴課税を行う必要があるのだろうかという疑問について検討するものである。

### 2 問題の所在

例えば給与所得はその支払の時に所得税を源泉徴収することとされているが、従業員が年末まで勤務すれば、給与の支払者は給与総額が2,000万円以下の従業員については年末調整を行い、給与所得についての税金を精算する。また、例えば設計士等報酬を受ける者は、当該報酬の支払いの際に報酬に係る所得税額が源泉徴収されるが、翌年の確定申告時期において、当該報酬を含めて確定申告により年税額を精算するこ

---

1) 最判昭37. 2. 28刑集16-2-212頁。

2) 日本税理士会税制審議会「源泉徴収制度のあり方について」令和2年12月7日。

[https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin\\_R1.pdf](https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_R1.pdf)【インターネット閲覧日】令和7年12月26日。

ととされている。給与所得者においても、給与所得以外の所得や、医療費控除等の年末調整では対応されない所得控除や税額控除等を確定申告により行い、税額を確定させる。

ところで、給与所得の源泉徴収月額表には甲欄と乙欄があり、扶養控除等申告書が提出された源泉徴収義務者は、当該従業員の税額を月額表甲欄を適用して計算し、扶養控除等申告書が提出されていない場合には、甲欄よりも税額が高く設定されている乙欄を適用する。また、報酬料金に対する源泉徴収において、所得税法205条第1号は、同一人に対する1回の支払金額が100万円を超える場合、100万円までは10.21%、100万円を超える部分については20.42%の源泉徴収を規定している。そして、時として税務調査において、本来は乙欄を適用すべき場合に甲欄を適用していた場合や、100万円超の報酬料金について20.42%の源泉所得税を徴収していなかったケースが指摘されることがある。

これらのケースでは、例えば給与支給額や報酬料金の支払額は変わらず、源泉徴収時の税額だけが不足していたことになるが、これらの支払いが年末調整や確定申告を経た過年分に係るものであれば、給与支給額や報酬料金は当該年末調整や確定申告において精算されているから、源泉徴収時点で源泉徴収漏れが発生し、この源泉徴収漏れ額を追徴したとしても、結果として年税額に影響を及ぼさない。したがって、当該源泉税が追徴された場合には、源泉徴収義務者が当該受給者等から当該追徴額を徴収して訂正後の源泉徴収票や支払調書を手渡し、受給者等が還付申告をすれば、当該追徴額がそのまま還付されることになる。

このような追徴に意味があるのだろうかと考える方は多いのではないだろうか。課税の公平を期すために、正しい源泉徴収を怠った源泉徴収義務者に加算税を課すことが目されているのは理解できなくはない。しかし、それのみを目的とした追徴課税は、事務の煩雑を招くだけではないだろうか。仮に還付申告で追徴分が還付されるとしたら、その行政コストは勘案されているのだろうか。また、源泉徴収義務者が受給者等から当該源泉追徴額を徴収するためのコストや、徴収できなかった場合の源泉徴収義務者の負担等は何も考慮されていないが、年税額に変動がない場合にも源泉徴収義務者にこれらの負担を強いるべきなのだろうか。このような疑問が生じたため、以下検討する。

### **3 取扱い**

#### **(1) 源泉徴収義務**

所得税法第4編は源泉徴収義務について定めており、その第2章は給与所得に係る源泉徴収義務を規定している。源泉徴収義務（所法183）の定めにより、給与支払者

は源泉徴収義務を負い、徴収の日の翌月10日までにこれを国に納付することとされている。また、給与支払者に扶養控除申告書を提出している者に対しては、源泉徴収月額表の甲欄により源泉徴収を行い（所法185①一）、扶養控除等申告書が提出されていない場合及び日払い給与等以外の場合（条文では「前号及び次号に掲げる給与以外の給与等」）には、乙欄による課税を行うこととされている（所法185①二）。なお、給与所得者の扶養控除等申告書を提出している者で給与等の金額が2,000万円以下の場合には、給与の支払者は年末調整を行うものとされている（所法190）。

報酬に対する源泉徴収義務は、所得税法第4編第4章に規定されている。すなわち、所得税法第204条において源泉徴収の対象となる報酬料金の種類が規定され、同第205条においてその税額（同一人に対する1回の支払金額が100万円を超える場合、100万円までは10.21%、100万円を超える部分については20.42%）が示されている。

また、同編第7章において、第1章から第6章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する（所法221①）とされている。

なお、国税通則法第15条第2項は、（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）として、源泉徴収による所得税はその支払の時に成立するとし、同条第3項は、納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで納付すべき税額が確定する国税として、第2号に源泉徴収等による国税を挙げている。したがって、源泉徴収義務者はその給与等支払の時に、その支払時の状況に応じて定められた所得税を源泉徴収する必要がある。しかし、この規定は、年末調整による精算について何ら触れていない。

## （2）判例

源泉徴収義務にかかる昭和45年12月24日最高裁第一小法廷判決<sup>3)</sup>の要旨は以下のとおりである。①源泉徴収による所得税についての納税の告知は、徴収処分であって課税処分ではない、②支払者は源泉徴収による所得税の徴収・納付義務の存否又は範囲を争って、納税の告知（徴収処分）に対する抗告訴訟を提起することができ、また、これに合わせて又はこれと別個に、右徴収・納付義務の存否又は範囲を訴訟上確定させるため、右義務の全部または一部の不存在確認の訴を提起することができる、③受給者は、源泉徴収による所得税を税務署長から徴収されまたは期限後に納付した支払者から、その税額に相当する金額につき求償権の行使を受けたときは、自己の負担すべき源泉納税義務の存否または範囲を争って、支払者の請求を拒むことができる、④

---

3) 最高裁第一小法廷昭和45年12月24日判決（昭和43年（オ）第258号）金員支払請求上告事件【データベース名】TKC法律情報データベース【データベース番号】21035040【データベース閲覧日】令和7年12月26日。

源泉徴収による所得税を税務署長から徴収されまたは期限後に納付した支払者の受給者に対する求償権は、右所得税の本税相当額についてのみ行使することができ、付帯税相当額には及ばない。

可部<sup>4)</sup>は、源泉徴収制度の特色として、いくつかの点を指摘しているが、ここでは本稿の内容に関係する2点のみを挙げる。すなわち、「確定申告において計上される税額からは『源泉徴収をされるべき所得税の額』が控除されるのであって、受給者が源泉徴収を受けず、または徴収額に不足があるときでも、源泉徴収もれの税額が、確定申告を機会に受給者から直接徴納されることにはならない。源泉所得税は、支払者がこれを受給者から徴収しなかった場合においても、必ず支払者から徴収され、課徴権者から徴収を受け、または期限後にこれを納付した支払者は、以後受給者に対して求償すべきものとされる」<sup>5)</sup>、とされ、また、「本判決は、以上のように、源泉徴収による所得税の税額が自動的に確定するもので、税額確定のために特別の手続きを必要とする他の国税と異なることを指摘したうえ、これは国税通則法『15条の規定をまつまでもなく、源泉徴収制度の当然の前提として、法の予定するところというべきである』とした」<sup>6)</sup>、等と説明している。

### (3) 所得税基本通達

次に、税務当局の執行の具体的な考え方を理解するため、国税庁長官から税務職員に対して発遣されている所得税基本通達の関連する部分を概観する。

イ 所得税基本通達194・195-6（年の途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書の効力）

本通達は以下のように規定する。

194・195-6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うものとする。ただし、その退職後その年中に当該支払者がその退職した者に給

---

4) 可部恒雄「源泉徴収による所得税についての納税の告知の法的性質 源泉徴収による所得税についての納税の告知を受けた支払者が右所得税の徴収・納付義務の存否または範囲を争う場合の訴訟の形式 源泉徴収による所得税を徴収されまたは期限後に納付した支払者のする求償権の行使と受給者の支払い拒絶 源泉徴収による所得税を徴収されまたは期限後に納付した支払者が受給者に対して行使しうる求償権の範囲」『最高裁判所判例解説 民事篇 昭和45年度(下)』1093-1118頁。

5) 可部、前掲注4) 1099頁。

6) 可部、前掲注4) 1100頁。

与等の追加払等をする場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げることが明らかなきときは、当該追加払等をする給与等に係る源泉徴収税額は、これらの申告書が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えない。（平22課個2-16、課法9-1、課審4-30、平29課法10-13、課個2-22、課審5-8、令7課個2-10、課法12-5、課審5-10改正）

- (1) その退職した者が給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないこと。
- (2) その退職した者が従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して当該申告書に記載されている源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族を記載した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出していないこと。

本通達は、甲欄適用による課税に対し、乙欄を適用するよう指摘される可能性が高いケースを示している。例えば10月末日に退職した従業員の給与の支給日が翌月20日であった場合や、10月末日に基本給は支払われるが、残業手当等については翌月払いといった場合の退職者について、但し書きによる例外を除き、甲欄ではなく乙欄を適用して課税するよう指示するものである。退職した従業員に対し、総支給額と源泉徴収税額（甲欄適用）が記載された源泉徴収票が手交されるため、当該退職者が再就職した場合には、再就職先の年末調整において、給与支給額総額（再就職先の給与を含む）に対する年税額が算定されていることになる。再就職していない（年末調整していない）場合も、おそらく確定申告により同様に精算が行われているものと考えられる。そして、税務調査においては本通達に基づいた指摘が行われているようである。

ロ 所得税基本通達183～193共-8（過年分の課税漏れ給与等に対する税額の簡易計算）

本通達は以下のように規定する。

183～193共-8 過年分の課税漏れ給与（年末調整を行うべき給与等に限る。）に対する源泉徴収税額は、当該給与等の額と当該年分の課税済給与等との合計額について計算した法第190条第2号に掲げる税額から当該課税済の給与等の額について計算した同号に掲げる税額（当該課税済の給与等についてまだ年末調整をしていない場合には、当該課税済みの給与等について法第185条及び第

186条の規定により徴収した税額の合計額)を控除して計算して差し支えない(注書きは省略)。

本通達は、過年分の課税もれ給与に対しては、年末調整を再度行い、結果として算出された課税漏れ税額を追徴する計算を認めている。これは、前述した源泉徴収による税額の確定の時期が、年末調整により変更されることを取扱い上認められた通達と考えるとよいであろう。

ただし、所基通194・195-6については、本通達は適用されていないと考えられるが、これは退職者に係る源泉徴収義務者と年末調整を行う者が異なるためであろう。

#### 4 検討

本稿の論点は非常に狭く、年末調整あるいは確定申告を行っても年税額に変動がない過年度の源泉徴収漏れの追徴課税を行うべきか、である。源泉徴収制度は、「源泉徴収による所得税の税額が自動的に確定するもので、税額確定のために特別の手続きを必要とする他の国税と異な<sup>7)</sup>り、一義的にはその支払の時に自動的に税額が確定するものであるものの、給与所得について年税額が確定するのは年末調整によるのであって、支払時の「確定」と、年税額との「確定」は意味が異なる。つまり、年税額が確定するのは年末調整や確定申告によるものであって支払時に確定するものではない。したがって、過年分の追徴課税を行う場合は年税額を参照する必要が生ずるのである。課税実務上、所得税法第183条の規定に基づき、給与の支払いの時点で源泉徴収を行うことが求められ、追徴額の計算は、例外的に、所得税基本通達183～193共-8により年末調整における課税済み給与等と課税漏れ給与額の合計額により計算することとされているのは、理に叶った措置といえる。しかし、退職者に係る源泉徴収義務者と年末調整を行う源泉徴収義務者が異なる場合には、同通達は適用されていないようであることは既に述べた。

このような状況が生じるのは、給与や報酬に対して複数税率(月額表甲欄と乙欄、10.21%と20.42%)が規定されているからであって、支給額が追徴課税の対象となった場合ではない。上に述べたような、最終的に受給者に追徴額が還付される課税に疑問を持つ方も多いのではないかと思量する。

また、所得税法第221条第1項が述べる「所得税法第4編の第1章から前章まで(源泉徴収)の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する」という規定に沿って

---

<sup>7)</sup> 可部、前掲注4)1100頁。

考えると、年末調整を再計算しても納付すべき税額は算定されないはずなので、果たして追徴課税が正当と認められるかどうか疑問が残る。ただし、源泉徴収義務者が支払時と年末調整時では異なるため、給与支払時の源泉徴収義務者はその時の状況しか知りえないし、過年分の支給について課税庁から乙欄適用すべきと指摘された場合、それに反論できる可能性は薄い。

一方で、年末調整や確定申告で精算済み、という状況は源泉徴収義務者では把握できないものの、課税当局であれば、現在のICT技術をもってすれば当該課税が精算済みか否かについては地方当局との連携により把握は可能なはずである。そうであれば、課税庁が追徴課税をする際に、当該所得について精算済みであるか否かを確認し、精算がされていない場合にのみ追徴課税をすることとしてはいかがであろうか。そうすれば、加算税を徴収するためだけの源泉徴収義務者への追徴や、それにまつわる源泉徴収義務者への過剰な負担を避けることができる。

このような方策を考えると、法的な手当が必要であろうか。所得税基本通達に、課税を控える旨の課税庁向けの指示を発遣することも可能かもしれないが、受給者等や源泉徴収義務者の権利を保護するために、所得税法第221条第1項に下線の文言を加えることを提案したい。

第221条① 第1章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかったときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する。ただし、第190条（年末調整）又は第120条（確定申告）により確定したその年分の所得税額に変動がない場合はこの限りではない。

## 5 おわりに

現在、源泉徴収義務者には過大な負担が負わされていると多くの者が認識していると考えられる。そのために、日本税理士会は多くの提言を行っており、それらについては近い将来解決されることを望むものであるが、それ以前に、追徴された同額が還付されるような追徴課税はあまりにもナンセンスであると考えられたことから、本稿をたたためた。きわめて雑駁な議論であるが、実現に向けてご指摘を頂けると幸いである。

（こじま のぶこ・大原大学院大学 会計研究科教授）